

産後ケア利用方法

[利用方法]

1. 産後ケアの種類を選ぶ

① ショート（上限7枚）② デイ（上限5枚）③ 訪問（上限5枚）



綾川町産後ケア
ホームページ

2. 利用希望の施設・助産師に予約する

綾川町産後ケアホームページの「実施施設一覧」を確認し、利用希望施設・助産師に予約してください。予約後、「えがお」にご一報ください。

3. 産後ケアを利用する

持参物：利用票、利用料金※2、母子健康手帳、非課税世帯・生活保護世帯の方は「課税状況確認票※3」、その他施設から指示を受けたものや赤ちゃんのお世話に必要なもの など

[注意事項]

- ※1 利用上限回数内に限り、利用票が8枚以上必要になった場合は、「えがお」まで申請にお越しください。
- ※2 利用者負担額（チラシに記載しています）は、利用時に施設・助産師へ直接お支払いください。
- ※3 非課税世帯、生活保護世帯の方は、証明できる書類（課税状況確認票）が必要となります。課税状況確認票は健康福祉課又は綾上支所で発行できます。前年度の1月に綾川町に住民票がない方で非課税世帯に該当する方は、前住所地の非課税である証明書を「えがお」までご持参ください。
- ※4 「産後ケア利用票」は紛失した場合、再発行はできません。
- ※5 転出された場合、こちらの利用票は使用できなくなります。
- ※6 産後ケアの種類により、利用回数には上限があります。利用上限回数をこえて利用された場合や非課税世帯の対象でなかった場合等が確認された場合は、利用料（町助成を含めた額）・負担額は全額自己負担となります。